

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第28号

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条の規定により政務活動費の交付の決定の通知を受けた会派の代表者及び議員は、当該通知を受けた日から10日を経過するまでは、市長に当該年度分（年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分）の政務活動費の交付を請求することができる。

第13条に次の1項を加える。

- 4 前条第2項の規定により政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、交付を受けた政務活動費の額から、第11条の規定により確定した政務活動費の額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。